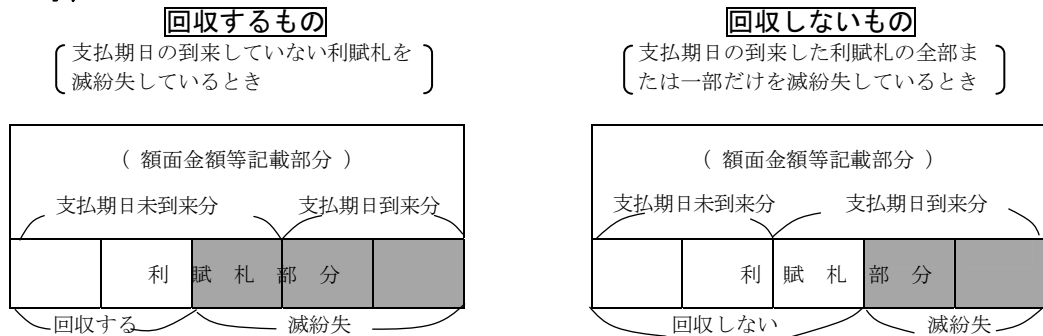


4 2 3 - 3 減紛失 利賦札元利金（償還金）支払 請求書の受理
代 証 券 交 付

事務手順	取扱要領
<p>①受付・審査</p>	<p>○ 減紛失 利賦札元利金（償還金）支払 請求書が提出されたときは、請求書に記載・押印されている届出人の住所・氏名・印影が証券（利賦札）減紛失届（写）と一致していることを確かめる。</p> <p>* 請求書に記載・押印されている住所・氏名・印影が記名変更等のため減紛失届（写）と相違しているときは、所要の手続きをする。 ⇒ 4 2 9 参照・同時請求の取扱</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">請求書 記載例参照</div> <p>* 請求書を減紛失した旨の申出を受けたときは、自店において減紛失届（写）により請求書を再製し、交付する。</p> <p>○ 請求書の処理欄に店名・受付日付を表示する。 ⇒ 1 4 1 ②参照・受付証票類への店名などの表示</p> <p>● 減紛失届（写）の処理欄に「支払（交付）請求書受付日付」を表示する。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">回収する残存証券があるときだけ ②</div> <p>②残存証券の回収</p>	<p>○ 支払期日の到来していない利賦札の一部を減紛失したもののときは、残りの証券を提出させ、次のとおり取扱う。</p> <p>* 減紛失した利賦札の部分だけを交付することができないので、残りの証券を回収し代証券を交付する扱いとしている。 なお、支払期日の到来した利賦札だけを減紛失しているときの残りの証券は、残存証券として回収しないこと。</p>

（例 示）



- 証券の要項を滅紛失届（写）により確かめる。
- 受入れた証券・滅紛失届（写）により国債証券受領書を作成し、請求者へ交付する。

⇒ 4 1 3 ①参照・証券受領書の交付

証券受領書の記載例——残存証券を回収したとき

書式 No.103

国債証券受領書 (日付) 6.9.6

鹿児島市大童町12
甲野 二郎 殿

店印
店
印

〇〇銀行 〇〇支店

下記証券を受領しました。

国債名称 第四回特別用慰金国庫債券	記号 い
証券枚数 1	額面金額 300 千円
※ 記名 甲野 二郎	請求事由 滅紛失
※ 付属利賦札の状態	70年6月15日渡以降

※ 受領証

受入れた証券についている利賦札の状態を記載する。

利賦札だけ滅紛失のときも証券の額面金額を記載する。

- 受入れた証券には、受入後直ちに廃印を明りょうに押す。

〔廃印を押す箇所〕

- ・ 全利賦札表面の中央部
- ・ 証券の額面金額等を記載した部分の金額の箇所

⇒ 1 4 2 ①参照・回収証券類への廃印の押なつ

* 廃印に代え一般公社債用の「支払済印」は使用できない。

- 請求書の上部余白に「残存証券付属利賦札〇年〇月〇日渡～〇年〇月〇日渡〇枚」と記載する。

③請求書などの送付

- 請求書・証券（残存証券を回収したとき）を、速やかに業務局国債証券業務グループへ送付する。

⇒ 4 1 1 ①参照・証券の送付

請求書の記載例

書式 No. 204

注 意 1. 支払期日の到来していない利賦札の一部を減紛失したときは、上部余白に残存証券の要項を記載したうえ、その証券（利賦札）を本書とともに提出して下さい。
 2. < >内は、日本銀行が使用するコード

①
 減紛失 利賦札元利金(償還金)支払 請求書
 代 証 券 交 付

(日付) 6. 9. 6

〇〇銀行〇〇支店

御 中

③ 捨印



〒××××-××××
 住所 横須賀市衣笠栄町2-5 電話 (0468-22-1234)

氏名 ② 甲 野 花 子



下記証券（利賦札）は減紛失届出後3か月を過ぎても発見しないので、これに対し支払期日の到来した利賦札については元利金（償還金）の支払を、支払期日の到来していない証券（利賦札）については代証券の交付を請求します。

国債名称 第四回特別弔慰金国庫債券	<46> 記号 い号	<01> 記名 甲 野 花 子
元利金（償還金）支払場所 〇 〇 銀 行 〇 〇 支 店	減紛失届出日付	6 年 5 月 31 日

(この欄は支払期日の到来した利賦札だけをなくしたときに記載する) (日本銀行記載欄)

証券の券面種類	番 号	減紛失した利賦札の内訳 (支払期日)	利賦札枚数	合計券面金額	代証券番号
<30> 300千円券	1234567	<08> 昭和68.06.15以降	<10>	⑤ 円	
< >		④ < > < >			
< >		< > < >			
< >		< > < >			

(取扱機関処理欄)

受 付 店 減紛失届受付日付 06.05.31	業 務 局
受付印 (店名・日付) ⑦ 6.9.6 〇〇銀行〇〇支店	受 付 印
⑧ 同時請求 (各請求書等はそれぞれ同時に提出すること) 支払場所変更 記名変更 改 印 住所変更	

- ① いずれか一方の請求のときでも、そのまましておく。
- ② 届書を提出した後に記名者が死亡し、その相続人が記名変更の請求と同時に代証券交付または元利金支払の請求をするときは、「甲野太郎 相続人 甲野花子（新記名）」と記載する。
 - ⇒ 429参照・同時請求の取扱
 - 記名者または法定代理人等以外の者から請求を受けたときは、記名者または法定代理人等が作成した委任状を添付する。
- ③ 捨印を押す。

「〇年〇月〇日渡～
- ④ 一部の利賦札を滅紛失したもののときは、〇年〇月〇日渡」または「〇年〇月〇日渡」と記載する。
 - 印鑑票に表示された年月日どおりに記載する（改元後の年月日が改元前の元号により表示されている場合であっても書換える必要はない。）。
- ⑤ 支払期日の到来した利賦札だけを無くしたもののときに、国債便覧を参考にして記載する。
- ⑥ 残存証券があるときは、上部余白に「残存証券付属利賦札〇年〇月〇日渡～〇年〇月〇日渡〇枚」または「残存証券付属利賦札〇年〇月〇日渡1枚」と記載する。
- ⑦ 店名・受付日付を表示する。
- ⑧ 同時に受けた他の請求・届出の種類を表示する。
 - ⇒ 429参照・同時請求の取扱